

## 松江市上下水道局建設工事等入札不正行為情報対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松江市上下水道局発注の建設工事又は測量・建設コンサルタントの業務に係る入札において談合等の不正行為に関する情報（以下「当該情報」という。）があった場合における対応について必要な事項を定めるものとする。

### (情報の確認及び通報)

第2条 職員は当該情報の提供があった場合には、情報の提供者の住所・氏名・連絡先を確認の上、速やかに第11条第1項に規定する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報しなければならない。新聞等の報道により当該情報を把握した場合にも同様とする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

### (委員会の招集及び報告)

第3条 事務局は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該情報の内容を入札不正行為情報の報告書（様式第1号）にまとめ、速やかに委員会を招集し報告を行うものとする。事務局において、新聞報道等により当該情報を把握した場合にも同様とする。

### (審議)

第4条 委員会は、前条の規定による報告に基づき、当該情報の信憑性及び次条から第10条までに規定する公正入札調査手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

2 前項の審議にあたっては、当該情報提供者の氏名等の明確性、内容の具体性、入札後においては入札結果等を公表していること及び落札者・落札金額が既に閲覧に供されていること等に留意するものとする。

3 審議のため必要と認められる場合には、事務局は入札参加者（一般競争入札にあつては競争参加資格の確認を受けた者、その他の入札にあつては入札期日において入札に参加するために入札会場に集まった者をいう。）のうち必要な者に事情の説明を求めることができる。

### (公正取引委員会への通報)

第5条 委員会の審議を踏まえて公正入札調査手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、公正取引委員会へ通報することとし、入札執行後に談合情報を把握した場合にあつては、併せて入札調書の写しを送付するものとする。

#### (工事費内訳書の審査)

第6条 入札執行前の場合においては、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示するよう要請するものとする。ただし、工事費内訳書の提示を求めるとしていない入札である場合において、入札期日に事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときには、工事費内訳書の提示及び審査を入札執行後若しくは契約締結後に行うこととし、又は発注の遅れによる影響、工事費内訳書の審査の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の審査を行わずに入札を執行することができる。

- 2 工事費内訳書の提示を要請したときは、入札に際し、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）が立ち会うこととし、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に工事費内訳書の提示を求め、審査し、入札者に返却するものとする。
- 3 開札は、工事費内訳書を入札者に返却した後に行うものとする。
- 4 精査のため必要と認められる場合には、入札後、契約締結前に落札者に対し、工事費内訳書の再提出を求めることができる。

#### (事情聴取の実施)

第7条 入札執行前に談合情報を把握した場合には、入札執行前に入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

- 2 前項の事情聴取（以下単に「事情聴取」という。）は、入札期日前の日において、又は入札期日時刻において入札開始前に、若しくは入札開始時刻を繰り下げて行うものとし、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第8条の規定に該当すると認められるときには、入札期日を延長した上で行うことができる。
- 3 入札執行後に談合情報を把握した場合には、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

#### (事情聴取の方法等)

第8条 事情聴取は、事務局及び当該談合情報に係る工事等を掌握する課に属する複数の職員により行わなければならない。

- 2 事情聴取は、別紙1を参考とした事情聴取項目を示して、一社ずつ呼び出して行うものとする。
- 3 前項の事情聴取項目は、事務局及び当該談合情報に係る工事等を掌握する課が協議の上定めるものとする。
- 4 聴取結果については、事情聴取書（様式第2号）を作成し、委員会へ報告するとともに、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

#### (談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応)

第9条 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、

次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 入札執行前の場合

松江市建設工事に関する契約規則第8条の規定により、入札を取りやめるものとする。

(2) 入札執行後、契約締結以前の場合松江市建設工事に関する契約規則第11条の規定により、入札を無効とする。

(3) 契約締結後の場合着工又は着手した工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

2 前項第1号及び第2号の対応をとった場合並びに第3号の規定により契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

(談合の事実があったと認められない場合の対応)

第10条 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 入札執行前の場合

①全ての入札参加者から別紙2を参考とした誓約書を自主的に提出させるとともに、別紙3を参考として、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

②建設工事に係る入札については、次条に規定する工事費内訳書を審査し、適切に積算されていることを確認の上、落札者と契約を締結すること。

(2) 入札執行後、契約締結以前の場合

すべての入札参加者から別紙2を参考とした誓約書を自主的に提出させたのち、契約締結すること。

2 前項の対応をとった場合には、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

(公正入札調査委員会)

第11条 工事等に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置する。委員会の組織、会議、事務局その他必要な事項は松江市上下水道局建設工事等公正入札調査委員会設置要綱に定めるところによる。

付則

1 この要領は、平成17年3月31日から施行する。

付則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

## 入札不正行為情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
工事名・事業名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話      ・書面      ・面接      ・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

## 事情聴取書

（記入例）

工事名

業者名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日時

場所

質 問	聴 取 内 容
<p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（していた）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他者の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。</p>	

別紙1（第8条）

事情聴取項目（参考例）

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（していた）との情報（新聞報道）がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

別紙2

## 誓約書

平成 年 月 日

松江市上下水道事業管理者  
上下水道局長 様

会社名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、刑法・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

## 入札執行に係る注意事項

1. 本日の入札において談合が行われている旨の通報（投書）があったが、談合は独占禁止法にも、刑法にも触れる行為であり、絶対に行ってはならないし、あってはならない行為である。
2. 上下水道局ではかねてから、業界全体を通じ注意しているところであり、入札の公平を害する行為は一切行ってはならない。
3. 仮に上下水道局で、このような不祥事が発生した場合には、厳しい態度で臨むこととしており、入札執行後においても談合の事実が明らかと認められた場合には、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第11条の規定により入札は無効となる。
4. 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守し、公正・公平な入札を行うこと。

## 入札執行に係る注意事項（参考例）

1. 本件入札に際し、事前に是非お伝えしたいことがあります。
2. ご存知の方もありませんが、本日の入札において談合が行われている旨の通報（投書）があり、既に落札予定者が決定されているということでもあります。
3. 談合は独占禁止法にも、刑法にも触れる行為であり、絶対に行ってはならないし、あってはならない行為であります。
4. 上下水道局ではかねてから、業界全体を通じ注意しているところであり、入札の公平を害する行為は一切行ってはなりません。
5. 仮に上下水道局でこのような不祥事が発生した場合には、厳しい態度で臨むこととしており、入札執行後においても談合の事実が明らかと認められた場合には、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第11条の規定により入札は無効とします。
6. 皆様方におかれましては、このようなことはないと思っております。
7. 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守し、公正・公平な入札が行われるようよろしくお願いいたします。